

# 6.26 定住外国人参政権訴訟 名古屋高裁金沢支部

## 県内韓国人の訴え却下

■声明を読み上げる薛さん(左)ら原告団と弁護団。



「定住外国人に地方参政権を認めないのは違憲」と丸岡町の李鎮哲(イ・ジンチヨル)さん(六尋ら県内の在日韓国人四人が国と福井市など四市町の選挙管理委員会に選挙人名簿不登録の違法確認と一人百万円の慰謝料を求めた訴訟の控訴審判決が二十六日、名古屋高裁金沢支部で言い渡された。笛本淳子裁判

長は無名抗告訴訟は不適法として不登録の訴えを却下、損害賠償請求を棄却する一方で、一定の定住外国人について「法律で地方参政権を付与することは憲法上禁止されていないが、この措置を取るかどうかは国の立法政策にかかる事柄」と、

昨年二月の最高裁判決を踏襲する判断を示した。

### 参政権付与立法政策の裁量

## 無名抗告訴訟は不適法

定住外国人の地方参政権訴訟  
(96.6.17 朝日新聞)

判決で笛本裁判長は、旧植民地出身者と子孫について「過去および現在における不當な待遇を速やかに是正し、わが国社会に対する寄与にふさわしい待遇を受けるよう配慮するのが望ましい」と指摘した。しかし、在留原因など特殊性を考慮しても「地方参政権が認められなければならぬ」と解することはできない」と述べた。

また、憲法一五条が保障する選挙権は「日本国民」に限られ、また地方選挙権について定めた同九三条の「住民」についても「地方に有する日本国民を意味する」とし「国籍条項は憲法公共団体の区域内に住所を

長は無名抗告訴訟は不適法として不登録の訴えを却下、損害賠償請求を棄却する一方で、一定の定住外国人について「法律で地方参政権を付与することは憲法上禁止されていないが、この措置を取るかどうかは国の立法政策にかかる事柄」と、

十月「定住外国人の参政権は憲法上保障されているな

い」として請求を棄却。

「市町村レベルでの選挙権を一定の外国人に認めるこ

とは憲法の許容するところ」との判断を示した。

控訴審で原告側は、戦後、国籍条項が導入された背景に「旧植民地出身者を

不适当に差別する政治的意図があつた」として、現在まで参政権を停止しているの

は立法の不作為で違憲、と主張。被告側は「政治的意図は認められない」と反論

が立派な政治的意図である。上告する方向で頑張りたい。

主張が認められた

益永民夫・福井市選管委員長のコメント 国および当方の主張が認められた判決であり、今後も公職選挙法を順守し、選挙の管理執行の適正に努めたい。

7/3 原告上告

■6月26日金沢高等裁判所(笛木裁判長)は、訴訟形態がなじまないとして訴えそのものを“門前払い”した上で、95年2月最高裁判決の「立法政策」論を繰り返し、さらに〔在留原因の特殊性が、直ちに地方参政権を保障することにならない〕とした。この不当判決に原告団は直ちに〔抗議声明〕を出すと共に、7月3日最高裁に上告した。闘いはさらに続く。創意工夫して最高裁を包囲し、戦後責任の明確化と共生社会の実現にむけた判決を引き出そう。

## 原告声明書

今日この名古屋高裁金沢支部において、私たちの地方参政権訴訟の判決があり、一審以下とも言うべき内容の判決が出されました。

私たちは普遍的且つ基本的人権とする世界の大きな流れからの側面と旧植民地出身者への不当な差別処遇の撤廃という両面から地方参政権を保障するよう主張してきましたが、いずれも無視されました。

結論が先にあって、それに合わせて論理を組み立てた感を免れません。戦後50年、旧植民地出身者は戦後処理や差別撤廃の為、幾多の裁判を争ってきましたが、いずれも判で押したように「立法裁量による」として訴えそのものは「却下」となっています。立法裁量とは“与えずとも可とする”ものであり、今日の日本の立法府の内実を見る時、司法と立法の黙約の上での判決としか言いようがありません。

今回の判決も共生や国際化でなく、同化か差別の甘受かを迫るもので歴史の評価に堪えない日本の為にも悲しむべき判決でありました。

「日暮れて道遠し」の感であります。しかし、「日暮れの次には夜明けがある」のを信じて、今後も争っていきたいと思います。

1996年6月29日 福井地方参政権訴訟原告団

李鎮哲、薛文昊、朴漢圭、鄭慶讚

名高  
金沢  
支部  
裁

一 原判決の主文第一項を取  
り消す。  
二 各控訴人の被控訴人各選  
挙管理委員会に対する各控訴  
人がその属する普通地方公共  
団体の長及びその議会の議員  
の選挙権行使のための選挙人  
名簿に登録されていないこと  
は違法であるとの確認を求  
める訴えをいずれも却下す  
る。  
三 各控訴人のその余の控訴  
をいずれも棄却する。  
四 控訴費用は控訴人らの負  
担とする。

主  
文

判決理由の要旨

一 本件各無名抗告訴訟の適  
法性について  
無名抗告訴訟は、これが法  
定抗告訴訟によつては救済で  
きないと補充的に認めら  
れるに過ぎないものであり、  
そのうち義務確認訴訟を含め  
て義務付け訴訟においては、  
行政府の作為・不作為義務の  
内容が裁量の余地のないほど  
明白である等の要件が満たさ  
れた場合にのみ認められる。  
控訴人らの被控訴人各選挙管  
理委員会に対する本件違法確  
認の訴えも同様に解するのを  
相当とするから、同各選挙管  
理委員会に、一義を許さな  
ほどに特定して控訴人らを選挙管  
理委員会に登録する義務が  
あるところ、市町村選挙管  
理委員会は、住民基本台帳に記録  
されない日本人ではなく  
者を選挙人名簿に登録すべき  
か否かを判断する権限など法  
律上有していいことは明  
かであるから、控訴人らの被  
控訴人各選挙管  
理委員会に對する右訴えは不適法である。

地方参政権訴訟の判決要旨

二　国家賠償請求についての  
被控訴人各選挙管理委員会の  
被告適格について

当裁判所も、原判決と同一  
の理由で、被控訴人各選挙管  
理委員会は、国家賠償請求に  
ついて被告適格を有しないと  
判断する。

また、控訴人らの被控訴人國  
に対する本件違法確認の訴え  
は、本件各国籍条項を前提と  
する各法律を改廃しない国会  
ないしは内閣の總体としての  
國を被告として、右作為、不  
作為をもつて違法であるとの  
確認を求めるものと解される  
が、右作為、不作為をもつて  
公権力の行使と認められるか  
否かはともかく、行政厅に當  
たらない被控訴人國を被告と  
する点において右訴えは不適  
法である。

三 控訴人らに対し地方参政権を認めない本件各国籍条項は憲法、地方自治法、市民的及び政治的権利に關する国際規約（以下「B規約」という。）に違反するかどうかについて

1 当裁判所も、次に付加する他、原判決と同一の理由により本件各国籍条項は憲法、地方自治法及びB規約に違反するものではないと判断する。

2 憲法一三条後段、一五一条一項、三〇条及び九三条二項違反について

憲法一五一条は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存在することを表明したものに他ならぬこと（すなはち、憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなはち我が国の国籍を有する者を意味すること）が明らかである。そうすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五一条の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、

右規定による権利の保障は、  
わが国に在留する外国人（以下「在留外国人」という。）  
には及ばないものと解するの  
が相当である。そして、前記  
の国民主権の原理及び、これ  
に基づく憲法一五条一項の規定  
の趣旨にかんがみ、地方公共  
団体がわが国の統治機構の不  
可欠の要素をなすものである  
ことをも併せ考へると、憲法  
九三条二項にいう「住民」と  
は、地方公共団体の区域内に  
住所を有する日本国民を意味  
するものと解するのが相当で  
あり、右規定は、在留外国人  
に対して、地方参政権を保障  
したものといえず、日本国民  
たる住民に限り地方参政権を  
有するとする本件各国籍条項  
が憲法一五条一項、九三条二  
項に違反するものといつて  
はできない（最高裁平成七年  
二月二十八日第三小法廷判  
決）。また、本件各国籍条項  
が憲法一三条後段、三〇条に  
違反するとの主張も、ひつき  
よう憲法一五条一項、九三条  
二項の解釈の違反をいうもの  
であるから、前示理由のとお  
り採用することができない。

3 適用憲法について  
明治四十三年八月のいわゆる日韓併合以後、太平洋戦争の終戦までの朝鮮人の日本国籍及び選挙権、被選挙権の喪失の経緯、旧植民地、取り分け朝鮮出身者及びその子孫が、その歴史的経緯によりわが国での在住を余儀なくされ、今日まで我が国の社会構成員として無視し難い役割を担いながら、民族的差別の中で苦難と犠牲を強いられてきたこと及びこれらの人々がわが国に定住する外国人のうちでも特別な地位を占めていることからすると、定住外国人のうち旧植民地である朝鮮出身者及びその子孫に対するは、過去及び現在における不當な待遇を可及的速やかに是正し、わが国の社会に対する寄与に相応しい待遇を受けられるよう配慮するのが望ましいことではある。在留外国人のうち永住者等居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる者について、法律で地方参政権を付与する措置を講

する」ことは憲法第八章の地方自治に関する規定からすれば、禁止されているものではないと解されるけれども、そのような措置を講するか否かは、専ら国の立法政策にかかる事柄である。高度な政治的、社会政策的見地等からする広範な裁量に委ねられており、控訴人が主張する控訴人が旧植民地出身者及びその子孫であるといふ在留原因の特殊性、社会生活における差別実態と社会構成員性などによって、直ちにこれらの人々に対してのみ地方参政権を認めなければならぬと解することはできない。

97  
6/27  
#1

四 本件各国籍条項を存し、これを改廃しない立法不作為による国家賠償請求について  
控訴人は、国会ないしは内閣の総体としての国が本件各国籍条項を存置し、これを改廃しないことが、国家賠償法一条一項にいう国の公権力の行使に当たる公務員の違法行為に該当すると主張するところ、これが本件各国籍条項を改廃しない国会議員の立法不作為をもって、國の公権力の行使に当たる公務員の行為であるとの主張であると解するとしても、国会議員の立法行為は立法の内容が憲法的一義的な文言に違反しているにもかかわらず敢えて当該立法を行なうと、いわゆる例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受けるものではない（最高裁判所昭和六十年十一月二十一日第一小法廷判決）。また前判示のとおり、在留外国人のうち、その居住する地域の地方公共団体と手段に緊密な關係を持つに至つたと認められる者に地方参政権を付与する措置をとらないことが憲法に違反するものではない。本件において被控訴人国に国家賠償法上の違法は認められな

# 定住外国人の地方参政権訴訟控訴審判決・争点

	「国籍条項」は違憲・違法か	憲法が選挙権を認める「国民」の対象範囲	憲法が地方参政権を認める「住民」の対象範囲	訴えの適否
原告	「代表なきところに課税なし」の理念は、近代立憲民主主義の基本原則。出生、勉学、結婚、出産など生活歴のほぼすべてが日本にある原告ら定住外国人に選挙権が保障されるのは当然で、国籍条項は違憲、違法。	日本社会で暮らし、税金を納める原告ら定住外国人は「国民」に含まれる。日本の政治社会の決定に従わなければならぬすべての市民は国民主権の原理からも選挙権が保障される。	仮に「国民」に定住外国人が含まれないとても、「住民」は国籍とは無関係の概念。地方自治の本旨から考えると、地方公共団体の構成員である原告らは「住民」に含まれる。	原告らは、地方公共団体の住民であるにもかかわらず、現に選挙権を行使できないでいる。憲法上の権利が侵害されており、「裁判を受ける権利」から考えても訴えは適法。
被告	選挙権が日本国民にのみ認められているということは、憲法に規定されている。選挙権は、国家の存在によって初めて成立する権利であり、国民にのみ認められる国法上の基本権だ。	日本国民（国籍保有者）のみ。参政権は、その人の所属する国の政治に参加する権利で、他国籍の人に日本への参政権がないのはきわめて当然。	国と地方の政治や行政は、互いに密接に関連しており、地方参政権に限って外国人に認めることはできない。「住民」は「国民」の一部で、日本国籍が前提。	原告らは、公選法25条の「名簿訴訟」によって各選管を訴えることができる。ほかに適切な救済方法がないことが条件となる無名抗告訴訟は認められない。
一審判決	国籍のない外国人に参政権を与えていないのは、違憲とはいえない。市町村レベルでの選挙権を一定の外国人に認めることは、憲法が許容するとの見解は十分に成立つが、立法政策の問題。	「国民」とは「日本国籍のある者」。国家は国民によって構成されており、「国民」とは、日本国籍を当然の前提にしている。外国人を含まないことは明らか。	「住民」は「国民」であることを当然の前提としている。地方公共団体における選挙権についても、憲法上保障されているのは日本国籍のある者のみ。	名簿訴訟は、外国人の選挙権についてまで予定していない。各選管が選挙人名簿の不登録への違法確認するのは適法。しかし、登録行為をしていない国については、不適法。

(97年4月朝日)

福井・参政権訴訟の流れ		定住外国人の参政権などをめぐる動き	
1991年5月	李鎮哲さんら在日韓国人4人が福井地裁へ提訴	1991年3月	大阪地裁が「定住外国人に選挙権は保障されていない」と英国人男性の訴えを棄却
7月	第1回口頭弁論	92年6月	大阪府の李英和さんらが「在日党」を結成
94年6月	結審	93年6月	大阪地裁が「地方選挙についても憲法は定住外国人に選挙権を保障していない」と在日韓国人11人の訴えを棄却
10月	1審判決 「外国人に参政権を与えていないのは違憲ではない」と棄却	93年9月	大阪府岸和田市議会が定住外国人に地方参政権を求める決議を全国で初めて採択
10月	名古屋高裁金沢支部へ控訴	94年1月	さきがけ島根県支部が定住外国人の入党を認める
95年2月	控訴審第1回口頭弁論	95年2月	最高裁判決が「憲法は定住外国人に地方参政権を禁じていない」と初判断
96年2月	控訴審第4回口頭弁論。原告側が学者の鑑定意見書「清瀬文書」などを証拠提出、戦後処理の問題を前面に主張	96年5月	川崎市が政令指定都市で初めて国籍条項を撤廃
96年3月	控訴審結審		
6月	控訴審判決		

(97年4月毎日)

# 福井參政權訴訟

在日韓国人の控訴棄却

## 名高裁「不当処遇是正を」

永住資格を持つ県内の在日韓国人四人が「納稅義務も果たしていいる定住外国人に、地方參政權を否定している公職選挙法などの国籍条項は、住民の選挙権を保障した憲法に違反する」として、国と福井市など二市二町の選挙管理委員会を相手に、選挙人名簿未登録の違法確認と一人百万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が二十六日、名古屋高裁金沢支部であつた。笛本淳子裁判長は、請求を退けた一審福井地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却した。一審で認めた選管に対する被告適格については不適法として一審の一部を取り消し、訴えを却下した。原告は上告する方針。

(18、23面に関連記事)

## 名簿未登録も門前払い

訴えていたのは丸岡町長、李鎮哲(イ・ジンチ)さん(65)ら四人。訴住する福井、敦賀、丸岡、会。

### 「今後も適正執行」

被告4選管

定住外国人の地方參政權

受け止め、今後も公選法に

審福井地裁の認めた無名抗

が認められた」と評価し、

敦賀市選管も「公選法の

つどり適正に処理してき

ことが認められた」とコメントした。

丸岡、春江両町の選管は

「裁判を契機に、國民が政

治に参加する意義と選挙権

の重要性について理解を深

めています。

しかし「法律で地方參政

權を付与することを憲法は

禁止していないが、その措

置をとるかどうかは、國の

立場を除くかどうかは、國の

立法政策の問題。高度で廣

く認めます努力したい」との

姿勢を示した。

六日の控訴審判決を受け、原告たちが居住する県内四市町選管は「判決を厳しく

控訴審判決は、訴えが一

審には住民基本台帳の未記載者を、選挙人名簿に登録すべきかどうかを判断する権限はない」と、訴えそのものを門前払いし、国に対する国家賠償請求のみ被告適格を認めた。

国籍条項については「憲法一五条を権利の性質上、日本国民のみを対象とする」と解すれば、九三条二項の

「住民」は地方公共団体に住む日本国民を意味しておらず、在留外国人に地方參政権を保障したものとは言えない」と述べた。

また、国籍条項を長い間改めない立法不作為違憲論

を受けない」と原告主張を退けた。

李さんら原告は、平成三

年五月に提訴。一審福井地

硬直した判断、残念  
李鎮哲さんの話

期待に

反する結論が出ても落胆するつもりはなかつたが、いつまでたつても硬直した判断ばかりで残念。今の日本の体質では壁を乗り越える判断を出せる裁判官がかかるかどうか分からぬ。

控訴審で原告側は、終戦直後に參政權を喪失した経緯を明示する新資料を証拠提出し「政治的意図の下で不当に奪われたもの。旧植民地出身者から地方參政權をばく奪し続けることは立法の不作為で違憲」と訴えた。

裁判は「憲法上、參政權が保障されているのは日本国籍を有する者に限られる」として請求を棄却。しかし「控訴人らの在留原因の特殊性をもって、直ちにこれらの人のみ地方參政權を認めなければならないことはいえない」とした。さらに笛本裁判長は「選管には住民基本台帳の未記載者を、選挙人名簿に登録すべきかどうかを判断する権限はない」と、訴えそのものを門前払いし、国に対する国家賠償請求のみ被告適格を認めた。

審は「憲法上、參政權が保

れており」と、一審判決(六

年十月五日)最高裁判決(七

年二月二十八日)を踏襲。

して請求を棄却。しかし「定住外国人の地方參政權を認める立法例が諸外国にあり、市町村レベルでは許容されるとの見解が成り立つ」と消極的ながら立法政策上の可能性も示唆した。



# 高裁判決は一進一退



控訴棄却の判決を受け「不当判決」と書かれた紙を示して抗議する支援者 26日午前10時3分、名古屋高裁金沢支部前

控訴審で原告側が最も力を入れて主張したのは、旧植民地出身者の国籍は「奪いの経緯」。国会図書館資料室から発見された「清灘文書」「佐藤文書」をもとに、政治的意図で国籍条項が設けられたと立法事実論を展開したが、判決には一切触れられなかった。

丹羽雅雄代理人は「正当な歴史評価をしていない。審理不尽」と批判。国側が反論した「当時の政府の広範な立法裁量範囲内」も、「どうであつたのか、不明のままだとなつた。

一方で「朝鮮出身者との子孫は歴史的に日本在住を余儀なくされ、民族的差別のなかで苦難と犠牲を強いられてきた。定住外国人のうちでも特別な地位を占めている」という「だいは、原告側が訴えた「特殊性」を全面的に認めた。門戸開放に向けた世論の流れを反映したものとされる。

また、最高裁判決が「地方選挙権」で統一した。公職選挙法九条二項に記したのに対し高裁判決は「地方参政権」で統一した。

公職選挙法九条二項 本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三カ月以上市町村の区域内に住所を有するものは、その属する地方公共団体の議員および長の選挙権を有する。

## 参政権訴訟

解説

旧植民地出身者の歴史的特殊性を、前面に打ち出した在日韓国人の参政権

訴訟。「戦後五十年を経過し、歴史に堪える判決を」を迫った原告側に、司法が用意した答えは「一進一退」。立法化への道を開いた最高裁の判例が、下級審には逆に壁となり、それを越えられない皮肉な結果となつた。

(1面に本記)

## 最高裁判例壁に

### 歴史的特殊性は全面認知

また、一審が認めた選管に対する無名抗告訴訟による違法確認を「不適格」として却下したことでも大きな後退。「裁判を受ける権利を侵害」(井上二郎代理人)

し、今後の訴訟の門戸を狭めた。一方で「朝鮮出身者との子孫は歴史的に日本在住を余儀なくされ、民族的差別のなかで苦難と犠牲を強いられてきた。定住外国人のうちでも特別な地位を占めている」という「だいは、原告側が訴えた「特殊性」を全面的に認めた。門戸開放に向けた世論の流れを反映したものとされる。

#### 関係条文

憲法二五条一項 公務員を選定し、およびこれを罷免する権利である。

憲法九三条二項 地方公共団体の長、その議会の議員および法律の定めるその他の員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

憲法九三条二項 地方公共団体の長、その議会の議員および法律の定めるその他の員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

公職選挙法九条二項 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三カ月以上市町村の区域内に住所を有するものは、その属する地方公共団体の議員および長の選挙権を有する。

市民運動で要求を

芬蘭ランドから帰化した元神奈川県湯河原町議・弦念丸星(ツルネン・マルティ)さんの話 現在の状況では棄却もやむをえないかもしない。地方自治法によって、地方参政権を外国人に付与することはできる。それは国会がすべきであつて、裁判で解決する問題ではない。それでも報道を通して、問題の重要性を世論に提唱することができたのは成果。国会を動かす力は住民にあり、さまざまに市民運動で要求の声を強めていくべきと思う。



論說



県内に住む在日韓国人四千人を相手に訴していた定住外国人參政權訴訟の控訴審判決は、一審判決より後退した。昨年、最高裁が「定住外

憲法上禁止されていない」とは  
國人に地方選挙権を与えることを  
画期的な判断を示したが、それを  
踏襲するにどまつた。

簿に登録すべきかどうか判断する  
権限はない」と、被當不適格として訴えそのものを却下するなど、一審判決よりも後退した内容といえよう。

が望ましい」と、その立場に理解を示したことは評価できる。

- 12 -

## 司法の壁越えて立法化の論議を

原告らの訴えは、日本に定住した外国人に地方選挙権を認めないのは違憲として、國や福井市など四百四十九ヶ所の選管委員会を相手取

福井地裁や最高裁の判決を踏襲したもので、その意味でこの憲法判断は定着したとみることができよう。

つて選挙人名簿未登録の違法確認と損害賠償を求めたものだ。いずれも一審判決を支持し請求を棄却した。選挙人名簿未登録の申し立てに対しては「運管には住民基本台帳の未記載者を選挙人名

原告側は、旧植民地出身者の国籍はく奪などの歴史的特殊性を強調し、人権面からもその不当性を認めた。これに対し、判決は「朝鮮出身者やその子孫の過去現在の不当な待遇を是正し配慮すること

用試験から国籍条項を撤廃したほか、高知県をはじめとするいくつかの自治体でも門戸開放の検討を進めている。外国人とはいえ、同じ地域社会に暮らしつつ、税金をはじめとして日本人と同じ義務を負つて

参政権の問題は国の立法政策で決めることがだと、司法から國にゆだねられた形になつてゐる。

るものではないだろう。だが、社会生活の要請に対応できない法律では意味がないともいえよう。

治は地域社会に暮らす住民のためのものといえる。国籍が違つても地域での役割は同じである。

国際的にも三一口ノハなどタ  
國人の參政権を認めており、増え  
る傾向にある。國政への參加は日  
本国籍を有するとしても、地方政

# 「付与は立法問題」

高裁金沢支部 違憲の訴え認めず

「定住外国人に地方参政権を認めないのは、憲法の平等原則などに反する」として、日本での永住資格を持つ福井県内の在日韓国人四人が国と地元四市町の選挙管理委員会を相手取り、選挙人名簿不登録の違法確認と一人あたり百万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が二十六日午前、名古屋高裁金沢支部であつた。笹本淳子裁判長は、一審判決の一部を取り消し、選挙人名簿不登録の違法確認を求める訴えを「不適法」として却下。国に対する賠償請求などについては、昨年二月の最高裁判決に沿う形で「定住外国人に憲法は禁じていないが、それを立法政策上の問題」としたうえで、「日本国籍のない外国人に参政権を与えないことは違憲ではない」と解釈し、「国籍条項は違憲とはいえない」とした。

日本国民を意味する」と解釈し、「国籍条項は違憲とはいえない」とした。

「定住外国人に地方参政権を認めないのは、憲法の平等原則などに反する」として、日本での永住資格を持つ福井県内の在日韓国人四人が国と地元四市町の選挙管理委員会を相手取り、

原告は、坂井郡丸岡町堺町、元福井商銀信用組合理事長李鎮哲（イ・ジンチョル）さん（左）と、戦前日本に来た在日一世二人と、日本で生まれ育った二世一人。

判決は、まず、選挙人名簿

不登録の違法確認請求について、「市町村選管には、住民基本台帳に記録されていない外国人を選挙人名簿に登録すべきか否かを判断する権限がない」とした。

そのうえで、参政権を日本国民に限定した公選挙法などの国籍条項について検討。憲法の国民主権の原則をもとに、「住民による地方自治」を定めた憲法九十三条に「住民」とは理をもとに、「住民による地方自治」を定めた憲法のない外国人に参政権を与えることは違憲ではない」とした。

原告は、坂井郡丸岡町堺町、元福井商銀信用組合理事長李鎮哲（イ・ジンチョル）さん（左）と、戦前日本に来た在日一世二人と、日本で生まれ育った二世一人。

判決は、まず、選挙人名簿

報告集会は、糾弾の場となり、「立法問題」は今回もなり、支援団体などからも語った。

一方で、判決は在日韓国人に対する批判が相次

いだ。「在日外国人の参政権を考える会・福井」の嶋田千恵子代表は「立法政策の問題」とした判決に「司法と立法でキャッチボール

をしているようなもの」と

話す。また日本で在日韓国人の選挙権が必要だ。司法の側から判断を下してほし

かった」と感想を述べた。

（96/2/27朝日）

# 判決に相次ぐ批判

報告集会は、糾弾の場となり、「立法問題」は今回もなり、支援団体などからも語った。

一方で、判決は在日韓国人に対する批判が相次いだ。「在日外国人の参政権を考える会・福井」の嶋田千恵子代表は「立法政策の問題」とした判決に「司法と立法でキャッチボールをしているようなもの」と話す。また日本で在日韓国人の選挙権が必要だ。司法の側から判断を下してほしかった」と感想を述べた。

原告の李鎮哲（イ・ジンチョル）さん（左）は「二審においても高度な判断を期待していたのに、むしろ後退した。立法裁量の問題といつては、その程度の促しようとする動くような立法府だとは思えない」と落胆の様子だった。

この日の裁判を傍聴した岡崎勝彦・島根大学教授は「判決で旧植民地出身者の待遇改善について明記したことは前進したといえる。最高裁判決では『選挙権』となっていた用語を今回の判決文の中では『地方参政権』と統一したこと、理屈の上では被選挙権も含まれる意味で意義があり、まさに定住外国人一般にも適用されることが望ま

る」としたうえで、「立法政策の問題」とした文面は今回が初めてで、評価できる」とも語った。

最高裁判決後、定住外国人の地方参政権を求める動向は、いっそう強まり、社会的な潮流ともなっている。在日本韓国民団中央本部の調べによると、国民への要望書を採択した自治体は、全体の約四割の千二百十一にもものぼっている。

今年五月には、川崎市が政令指定市では初めて、職員採用試験で国籍条項の撤廃に踏み切るなど、新たな動きも見られる。



判決後、会見する原告と弁護団ら=金沢市大手町2丁目で

# 参政権へ『追い風』なし



高裁金沢支部控訴審判決

## 「社会の流れ無視」

### 報告集会で声明文

突き放した「却下」「棄却」の言葉に、原告らの失意と落胆の色が重なった。二十六日、名古屋高裁金沢支部であった定住外国人の地方参政権訴訟の控訴審判決。戦前の旧植民地支配に触れ、今もなお続く在日韓国・朝鮮人の不当な待遇に言及はしたが、「ただちに、これらの人々に対しても地方参政権を認めなければならないとは言えない」と述べた。地方参政権を求める声が全国的に高まる中、この日の判決は追い風とはならなかつた。

「ナンセンス」「いままで何やつてきたんだ」——

閉廷直後、原告を支援してきた二人が傍聴席から怒りの声を上げた。原告団の丹羽雅雄弁護士は目を閉じ、顔を手で覆つた。原告や支援者の表情からは落胆の色が隠せなかつた。

裁判所前で待ち構える支援の人たち約四十人も、「だめだったか」。「戦後責任・共生社会を否定する高裁不当判決糾弾」など、怒りのプラカードを掲げ、

「不当判決」として、裁判所の制止を振り切り、プラカードを掲げる支援者ら。金沢市丸の内の名古屋高裁

## 原告団の表情晴れず

### 「不当処遇の現状是正に國は政治責任を果たせ」

江橋崇・法政大教授（憲法の話 違憲性を確認しなかったのは残念だが、在日韓国・朝鮮人に対する日本差別を明確に認めていられる点は評価に値する。判決は民族的差別の中で苦難と

江橋崇・法政大教授（憲法の話 違憲性を確認しなかったのは残念だが、在日韓国・朝鮮人に対する日本差別を明確に認めていられる点は評価に値する。判決は民族的差別の中で苦難と

論の流れからら判断せざるを得ない状況にある、といふことだ。國は歴史的経緯を踏まえ、立法や帰化制度の改編などで、政治責任を果たすべきだ。

「高裁の不当判決を糾弾するぞ」とシュプレヒコール

も上がつた。それを制止しようとした裁判所職員ともみ合うひと幕もあつた。

地方参政権を求めて大阪

地裁に昨年四月、「百人訴訟」を起こした原告の在日

コリアン人権協会・大阪の

金富健（キム・ブゴン）事務局次長（三）は「『却下』

といふ言葉だけが耳に響いた。ひどい判決だ。結局、

行政に使つた判決でし

かなく、これでは三権分立

は……」と、苦笑いの表情

を浮かべた。

約一時間後、裁判所近くで報告集会が始まつた。原告団が厳しい口調で声明文を読み上げた。一二審以下ともいづべき判決だった。

地出身者への不当な差別的待遇を改善させる主張が、いすれも無視された。共生や国際化でなく、同化が差別の甘受かを迫るものだ。支援者から「そうだ。そうだ」と怒りの声が上がつた。

(96.6.27 朝日)

## 判決争点

# 國體護持」へ危機感

舊植民地出身者 権利はく奪問われた是非

地方参政権をめぐる名古屋高裁金沢支部控訴審で、注目された争点のひとつは、「かつて臣民とされた旧植民地出身者に地方参政権がないのは、違憲かどうか」だった。原告側は、昨年二月の最高裁判決より踏み込んだ内容の判決を引き出すため、一般の定住外国人とは切り離し、地方参政権を奪われた旧植民地出身者に絞って権利は奪の是非をただした。

その根拠として原告側が五年十一月十七日(1936年)に公布された衆院議員選挙法の改正(改正議員選挙法)により、正規議員として議院に登録されたことである。

て提出したのが、水野直樹・京大助教授が発見した資料だった。一九四五年十二月の衆院議員選挙法の改正にからんで、参政権をなぜ「日本国民」だけに認めるに至ったのかについて、そのいきさつをうかがわせるものだった。

日本に住む旧植民地出身者は、終戦後も日本国籍を持ち、当然のことながら参政権もあった。それが、四

では、「戸籍条項」という制限が付則として設けられ、参政権は日本国民だけに限られることになった。その直前の四五年十一月七日内務省が作つた最終法案には「戸籍条項」はなく、日本国籍を持つていた旧植民地出身者の参政権もこの時点では当然視されていたのである。

水野助教授は、この間の経緯について詳細な研究を

員（當時）の文書などを國立国会図書館で発見、「戸籍条項」が加わった背景を説明した。

清瀬衆院議員の文書には、「我が国においては從来民族の分裂ではなく、民族単位の選挙を行ったる前例なし。今回このことを始めんとす。もしこのことが思想問題と結合すればいかん。その結果、實に寒心に堪えざるものあらん。次の選挙し、いわば権利の回復を求

し内地に住所を有する候補者ならん」などと書かれており、旧植民地出身者にも参政権が与えられることになれば、天皇制が揺るぐのでは、という危機感をつづっていた。

原告側はこの文書を元に、「日本のあからさまな国体護持と治安管理政策のために国籍を失い、地方参政権すらは奪された」と主張

要因の地方参政権	
ベル	
被選 挙権	主な条件
○	3年以上の在住
○	〃
○	〃
○	5年以上の在住
△	6カ月以上の在住
△	北欧諸国の国民で2年以上の在住
△	一部の州で一定期間の在住
△	相互主義
△	〃
△	英連邦市民及びアイルランド市民
不明	大部分の州で、一定期間の在住
不明	永住権があること

×  
×  
×  
×  
△ 公民権があること  
不明 10年以上の在住  
(1996年4月 国立国会図書館調べ)

これに対して、被告側は「五」年のサンフランシスコ条約で日本国籍がいずれなくなるのだから、旧植民地出身者の参政権はあらかじめ停止したに過ぎない」とし、「証拠によつても政治的意図を目的として、法律の改廃、制定がなされたとは認められない」などと反論していく。

司法の判断で我が国では、「日本国民」だけが持つとされる参政権だが、定住外国人に選挙に参加する機会を与えていた国だつてある。

表の見方 一定期間の在住により、すべての外国人に地方参政権が認められる国では「○」を、さらに一定の条件がつく場合には「△」をついている。

なお、表からは、歐州連合（EU）加盟国が、同域内の市民に地方参政権を与える「EU統一地方参政権」は除かれている。

一定期間か条件付きで  
定住外国人にも参政権

に對して、被告側は

明治の判所と裁判官

表の見方 一定期間の在

## 主要国の地方参政権

国名	地方レベル		主な条件
	選挙権	被選挙権	
スウェーデン	○	○	3年以上の在住
デンマーク	○	○	〃
ノルウェー	○	○	〃
オランダ	○	○	5年以上の在住
アイルランド	△	△	6カ月以上の在住
フィンランド	△	△	北欧諸国の国民で2年以上の在住
スウェーデン	△	△	一部の州で一定期間の在住
ボルグ	△	△	相互主義
英	△	△	〃
フード	△	△	英連邦市民及びアイルランド市民
オイギ	△	△	
ベルク	△	△	
米	△	△	
カ	△	△	
ニュージーランド	△	△	
中	△	△	
韓	△	△	
北	△	△	
フィ	△	△	
ベ	△	△	

# 「権利」求め再度主張

原告  
李さん

李さん

## 訴え無視され残念

### 「不当な処遇」は「逃げ道」

「地方参政権を付与するのは憲法上禁止されていないが、どうするかは国の立法政策の問題」として名古屋高裁金沢支部で訴えを退けられた定住外国人の地方参政権訴訟。原告は、坂井郡丸岡町荒町、李鎮哲（イ・ジンチョル）さん（至る県内に住む在日韓国人四人。判決後、たどりに上告を決意した李さんに、改めて胸中を聞いた。

（福井支局・西田健作記者）

▼控訴審判決に対する感想は。

「もともとそれほど期待をしていなかったので、喜びでは、在日韓国・朝鮮人の歴史性や、基本的人権を普遍的なものとする世界の大

きな流れといふ両面から地

「最高裁判所は、歴史的背景について再度、主張したい」と話す李さん（坂井郡丸岡町荒町の

「不当な処遇」とはいついていますが、それが「参政権」たどりしていません。そこには逃げ道があります。

定住外国人地方参政権訴訟原告の李さんに聞く

上部から文句を言われたら「参政権とはいっていい」と逃げられる。私にとって喜びを感じる言葉ではありません。せめて「参政権を可及的すみやかに」と言つて欲しかった。

▼戦後 在日韓国・朝鮮人が参政権を失った歴史的経過を控訴審では強調したが、その点は。

私は初めからころなると思つていました。高裁の判断は、当時どのよろなことがあつたにしる、現行法に合わなければ、地方参政権は認められないという判断

です。

「国体護持」という政治的判断で戸籍条項を加えたことや、サンフランシスコ講和条約発効時に旧植民地出身者に国籍選択権を与えた、それらの結果として、私たちには参政権がないのですが、そういうことに及んで、裁判所は予想通り触れませんでした。

▼最高裁判所へ訴える？

私たち在日韓国・朝鮮人が参政権を失った歴史的背景について、再度主張していきたいと思っています。

私はもう戻れない。そこで訴える？

# 定住外国人の地方参政権

## 空訴審、門前払い

高裁金沢支部

地方選挙に定住外国人の参政権が認められていないのは違憲などとして、福井県内の在日韓国人四人が、国と福井市など四市町の選挙管理委員会に対し、選挙人名簿不登録の違法確認と一人当たり百万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が二十六日、名古屋高裁

金沢支部であつた。笠本淳子裁判長は、不服申し立てなどを経ない「無名抗告訴」として訴えの適法性を認め、一審判決を破棄した。

うえ、国に対する損害賠償請求を棄却、選管に対する賠償請求や違法確認などについては却下する、原告にとつて「門前払い」の判決を

示した。原告は上告する。判決では、無名抗告訴について「訴訟形態として認めると、この訴えは市町村選管が選挙人名簿の登録について権限を持たない」と述べた。

また、控訴審で原告が強く訴えていた旧植民地出身者という特異性について言及したが、「旧植民地出身者だからといって地方参政権を認められない」とした。

原告の同県丸岡町荒町、

会社員李鎮哲さん(五五)

は、「憲法九十三条で地方公

共団体の長と議員は住民が

選挙する」と規定しているの

に、地方自治法や公職選挙法が有権者を日本国民に限定しているのは違憲」など

として、一九九一年五月に

福井地裁に提起。

同地裁は

九四年十月、「憲法の枠内

で、地方参政権を認める

ことは可能」との判断を

示したが、「参政権は日

本国籍が前提」として訴

えを退け、原告側が控訴し

ていた。

## 厳格に司法解釈

### 一審判決 から後退

二十六日、名古屋高裁金沢支部で行われた定住外国人参政権訴訟の控訴審判決は、「入り口」の無名抗告訴を認め、福井地裁判決（一九九四年十月）から後退した。

原告側としては、「入り口論争」は一審すでに結論が出た上で、大阪裁判の上告審の最高裁判決（昨年二月）につながる「立法裁

いていたのが前提。

控訴審では「参政権の立

法化を促進する」のにどれ

だけ踏み込まれられるか、

ただしおかげで、それ

に焦点を絞っていた。それ

だけに「不意打ち」と受け

止められる判決だろう。

だが、地裁判決は「参政

権から排除された外国人

が、異議申し立てをしたう

えで却下されて初めて取り

消し訴訟をするというの

が、異議申し立てをしたう

えで却下され

て初めて取り

消し訴訟をするとい

うの

が、異議申し立てを



## 双方の主張と判決

	無名抗告訴訟の適法性	憲法上の定住外国人参政権	国籍条項の憲法性	立法裁量権の逸脱、乱用
原告側	適 法	地方参政権は保障されている	違 憲	あり
被告側	違 法	保障されていない	合 憲	なし
一審判決	選管に対する不登録の違法確認請求は適法	保障されていないが、市町村レベルなら許容	合 憲	なし
二審判決	不適法	保障されていないが、禁止していない	合 憲	なし

## 福井・在日韓国人 地方参政権訴訟

# 違法確認の訴え却下

(96年1月)

日本に定住する外国人に地方選挙権を認めないのは違憲として、福井県丸岡町の元団体職員李鎮哲（イ・ジンチャヨル）さん（52歳）が国や福井市など四市町の選挙管理委員会に、選挙人名簿不登録の違法確認と一

裁判決が二審で認の訴えを却下した。また賠償請求については棄却した。定住外国人の地方選挙権について、同裁判長は「憲法で禁止されていないが、その措置を取るかどうかは

その措置を取るかどうかは

李さんは、地方自治体での選挙権を定めた憲法九条の「住民」には定住外国人も含まれるとして、公職選挙法や地方自治法が選

裁判決は「憲法で地方公共団体における選挙権が保障されているのは日本国籍を持つ者に限られる」と訴えを棄却。

最高裁は昨年二月、大阪市在住の韓国人の同様の訴えに対し「地方選挙権を法律で付与することは憲法上禁止されていないが、この措置を取るかどうかは国の立法政策にかかる事項」と定住外国人の地方選挙権に道を開く司法判断を示した。

## 在日外国人参政権を求める訴訟の流れ

94・10 ▽訴訟：県内在住の在日韓国人4人が、地方選挙の選挙人名簿に登録されていないのは、違憲・違法として国と福井市など四市町に対して違法確認と損害賠償を求めて福井地裁に提訴。

▽判決：「参政権を持つ住民」とは、日本国籍を有することが前提として棄却。しかし、「現行憲法でも外国人への地方参政権付与は可能だが、認めるかどうかは立法政策の問題」との見解を示した。

94・12 ▽訴訟：92年7月の参院選で立候補の受け付けを拒否された政治団体「在日外国人参政権92（在日党）」と代表で関西大経済学部助教授の李英和さんが、「法の下の平等に反する」として国を相手取り損害賠償を求めて大阪地裁に提訴。▽判決：「国会議員についての選挙権、被選挙権は国籍を有しない者には及ばない」として棄却。

95・2 ▽訴訟：91年の統一地方選で大阪府池田市議選への投票を拒否された在日英国人ヒッグス・アランさんが、国に慰謝料100万円を求めて大阪高裁に控訴。

▽判決：「定住外国人の参政権は、憲法上保障されていない」として棄却。

95・2 ▽訴訟：大阪市在住の在日韓国人9人が、選挙人名簿への登録を求めて90年9月に提訴した訴訟の上告審。

▽判決：最高裁は「地方自治法や公職選挙法の国籍要件は憲法に違反しない」と訴えを棄却したが、「地方選挙で永住している外国人に選挙権を与えることは現行憲法のもとで禁じられていない」と初の憲法判断を示した。さらに「選挙権を与えるかどうかは、立法政策にかかる」と指摘。

95・4 大阪府在住の在日韓国・朝鮮人118人が、国に対し、「地方参政権を認めないのは法の下の平等に反する」として、適切な立法措置をとらなかった違憲確認と一人あたり10万円の損害賠償を求めて大阪地裁に提訴。

96・3 ▽訴訟：在日党と李代表が控訴。

▽判決：大阪高裁は一審判決を支持し、原告の訴えは棄却したが、判決理由で在日韓国人・朝鮮人について「社会で無視しがたい役割を果たしながらも、苦しい生活を強いられてきた」と指摘。「歴史的経過などを踏まえ、これまでに受けた不当な待遇を改善するよう配慮すべき」と示した。

選挙権を「日本国民」に限定し定住外国人の権利を奪っているのは違憲と主張。さらに二審では、戦後の衆院選挙法改正時にまとめられた「（旧植民地出身者に選挙権を与えるべき）天皇制廢絶を叫ぶ議員が選出される恐れがある」とする文書を基に、旧植民地出身者の選挙権が停止された経緯を調査した鑑定意見書を提出。「選挙権をはぐ奪し続けているのは立法の不作為で違憲」と主張した。国などは「外国人に地方選挙権を認めるかどうかは高度な政治問題で、現行法で付与することは憲法上は違憲ではない」と反論した。

# 追跡

## 取材ノートから

一税金を払っているのに、はいすれも訴えが実じんか  
政治に参加できないなんて  
おかしい」——。五年前に 旧植民地出身者を取り巻く  
福井地裁に提訴され、二十 歴史的経過を前面に打ち出

六日に名古屋高裁金沢支部で控訴審判決が言い渡された定住外国人參政権訴訟は、そもそもこのような素朴な疑問から始まつたはずだった。それだけに、訴えを退けた高裁判決に対する弁護団、法学関係者の「裁判は不当だが、法理論的に前進した」との言葉は、原告や支援者らとの間に微妙なギャップを生み出した。ようくに感じた。「理論がどんなに前に進んでも、現実に參政権が得られなければ意味がない」という、抑えきれないもどかしさが残つた。

がつた。

で裁判に臨んだ。そうでもしないと、原告側の「当然の権利」である地方參政権がいつまでたっても獲得できそうになかったからだ。そして、判決は「旧植民地出身者の受けた不当な待遇を正す」ことが望ましく、憲法も參政権付与を禁じていないが、ただちに參政権を認めることにはならない。認めるかどうかは立法の問題」。まるで憲問答のような裁判長の言葉に、閉廷直後、傍聴席から「今まで何を考えてきたんだ、恥を知れ」と怒りの声も上

（木下敦子） 判決後の報告集会で、弁  
一審を含め、これまでに 護団は「旧植民地出身者の  
各地で行われた参政権訴訟 処遇について配慮するよう

# 外國人參政權 控訴審判決

# 「立法依存」にいらだち

## 国会は積極議論を

「後退判決」に肩を落とす原告ら（26日の報告会合）

今日の日本で「一体どれだけの人が、日本で生まれ育つてゐるのだから、政治にも参加納税義務も果たしている在日外国人に「地方参政権を与える必要はない」と思つてゐるだろうか。たぶん多くの人が参政権付与に賛成しても、法律を読み解く限り、参政権獲得への道のりは、険しい。「法理論的には前に進んだ。けれども裁判としては敗訴なのだ。されば、立法機関はその責任の重さをしっかりと受けた。裁判所が判断をゆだねた「立法」の権限を持つ政治家たちの、旧植民地出身者に対する偏見に満ちた発言がたびたび問題になつてきた。昨年一月に大阪の在日外国人が起つた訴訟

定住外国人たちは、政治に参加できないまま、住専に組み込まれていく。外国人にとって唯一の権利獲得の手段である司法が、立法に「げたを預け」続けると裁判としては敗訴なのだ。されば、立法機関はその責任の重さをしっかりと受け止め、積極的な議論をするべきだ。

「日本はどうに向かっていくのだろう」。会見の最後に、原告の一人がつぶやいた言葉が耳を離れ

明記したのは一步前進したと言えるかも知れない」と話す。同席した法学者は「原告のみなさんの気持ちを考えると敗訴だが、法理論的には進歩」と述べた。しかし原告らは「入り口部分で拒否され、全体的には一審で原告の敗訴が確定しているのだとと思う。でも今この司法の判断では、これ以上踏み込めないし、踏み込むつかない」と述べた。

勇毅もなかつた」と話した。で、今回と同じく「立法裁判「それでも、我々は地道に運動を続けていくしかない。今後は最高裁判に向けてこれまで闘ってきたいきさつを本にでもまとめようかと思つてゐる」と静かに言つた。

量の問題」とした最高裁判決が出たあとも、国会では具体的な話し合いを進めようという雰囲気はない。そして、原告を支援し続けてゐる人たちの熱意に対し、

て、国民の外国人參政権問

# 定住外国人の地方参政権

## 控訴審も訴え認めず

### 「国の立法政策の問題」

高裁金沢支部

定住外国人に地方自治体の選挙権を認めないのは違憲として、福井県内の在日韓国人4人が、国と同県内4市町の選挙管理委員会を相手取り、選挙人名簿不登録の違法確認と1人当たり100万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が26日、名古屋高裁金沢支部で

あつた。笛本淳子裁判長は、不登録の違法確認については「選管は外国人に対する登録を判断する権限を持たず、訴えは不適法」などとして却下。損害賠償については訴えを棄却した。一方で、「外国人に参政権を付与することは憲法で禁止されている」が、専ら国の立

法政策にかかる問題」と昨年2月の最高裁判決に沿つた判断をした。原告側は上告する方針。

(2面に解説、24面に連記事)

原告は、同県坂井郡丸岡町荒町、福井商銀信用組合顧問李鎮哲さん(65)ら。

笛本裁判長は「住民基本台帳に記録されていない外国人を登録すべきかどうかの判断権限を選管が法律上持たないのは明白で、訴えは不適法」と判断した。

笛本裁判長は損害賠償請求に関する判断の中で、外国人の参政権付与に触

26日の名古屋高裁金沢支部の判決  
解説

は、在留外国人のうち永住者などの地方参政権については「憲法上禁止されておらず、もっぱら国の立法政策にかかる(許容説)と判断、実質的には昨年2月の最高裁判決に沿うもので、許容説を認める司法判断を定着させたといえる。『憲法で禁止されている』との言い訳はもはや通じず、政府の速やかな対応が求められる。

# 政府に速やかな対応迫る

## 定住外国人の参政権を許容

名古屋高裁金沢支部判決



判決後声明を発表する原告団

—金沢市大手町のKKR加賀で26日

たた、今回の判決は、市町村選管に対する選挙人名簿不登録の違法確認については却下した。「住民基本台帳に記録されていない外

参政権付与を求める意見書

国を登録すべきかどうかの判断権限を選管が法律上持たないのは明白で、まず、選管に対して異議申し立てを行い、その決定を取り消し訴訟を起こすよう、厳格な法手続きを求めた。司法救済の道を閉ざしたわけではないが、原告は、訴え 자체は適法とした1審の福井地裁判決から後退したと強く批判している。

福井地裁判の提訴から5年。この間、定住外国人の社会的権利の拡大を認める機運は高まってきた。地方参政権付与を求める意見書

を採択した自治体も、1993年9月の大阪府岸和田市議会を発端に全国で1200を超えた。しかし、与党3党は昨年4月から政治改革協議会で正式議題に取り上げたものの、自民に慎重論が強く、事实上ストップ。外国人参政権は国際的には大勢とはいえない。だが、日本においては、今回原告が参政権付与の根拠として強調したように、強制連行などで日本への居住を余儀なくされた旧植民地出身者の歴史的経緯も考慮する必要がある。今回の判決でも旧植民地出身者とその子孫について「民族的差別の中で苦難と犠牲を強いられてきたなどとして「不当な待遇を受けられるよう配慮するのが望ましい」とまことに多様な意見を反映させたなどとして「不当な待遇を速やかに是正し、相応の処遇を受けられるよう配慮するのが望ましい」とまことに多様な意見を反映させたことは、もはや国や国際化が進む現在、定住外国人に参政権を認め、選挙に多様な意見を反映させしていくのに必要な過程だ。参政権問題を先送りし立法院の怠慢といわざるを得ない状況だ。

# 前进か後退か 評価は複雑

## 定住外国人參政權訴訟控訴審判決

午前10時4分、法廷から走り出た原告支援グループの男性が「不当判決」と書かれた幕を裁判所前で掲げると、集まつた約30人の支援者からため息が漏れた。

〔戦争責任否定 高裁不当 司法行政の強弁 立法の怠慢にあぐらかき〕と書かれた大きな紙を支持者が掲げようとすると、止めさせようとする裁判所の職員ともみ合ひに。

「止めなさい」「何でそんな権利があるんだ」と叫び声が飛び交い、ある年配の支援者は「私は植民地時代から無視され続けてきたんだ」と涙を流して訴えた。

その後、裁判所近くの会館「KKR 加賀」で、原告団と弁護団による記者会見と判決報告集会が行われた。「一審以下ともいべき内容」との声明文が読み上げられた後、丹羽雅雄弁護士が判決文の内容について

の男性が「不当判決」と書かれた幕を裁判所前で掲げると、集まつた約30人の支援者からため息が漏れた。

〔戦争責任否定 高裁不当 司法行政の強弁 立法の怠慢にあぐらかき〕と書かれた大きな紙を支持者が掲げようとすると、止めさせようとする裁判所の職員ともみ合ひに。

「止めなさい」「何でそんな権利があるんだ」と叫び声が飛び交い、ある年配の支援者は「私は植民地時代から無視され続けてきたんだ」と涙を流して訴えた。

その後、裁判所近くの会館「KKR 加賀」で、原告団と弁護団による記者会見と判決報告集会が行われた。「一審以下ともいべき内容」との声明文が読み上げられた後、丹羽雅雄弁

護士が判決文の内容について

「〔参政権について在日韓国・朝鮮人がふさわしい処遇を受けられるよう配慮すべきと言及したのは評価できる」「果たして前進か。一般的な差別論を書くことでごまかそうとしているのでは」――。26日、名古屋高裁金沢支部で言い渡された定住外国人參政權訴訟控訴審判決。在日韓国・朝鮮人の差別の現状や処遇についてこれまでより踏み込んだ表現で言及したが、その評価を巡って原告団や支援者は複雑な反応を見せた。

## 上告の方針示す

### 丹羽弁護士 報告集会で

記載について) 国や選管の男性が「不当判決」と書かれた幕を裁判所前で掲げると、集まつた約30人の支援者からため息が漏れた。

〔戦争責任否定 高裁不当 司法行政の強弁 立法の怠慢にあぐらかき〕と書かれた大きな紙を支持者が掲げようとすると、止めさせようとする裁判所の職員ともみ合ひに。

「止めなさい」「何でそんな権利があるんだ」と叫び声が飛び交い、ある年配の支援者は「私は植民地時代から無視され続けてきたんだ」と涙を流して訴えた。

その後、裁判所近くの会館「KKR 加賀」で、原告団と弁護団による記者会見と判決報告集会が行われた。「一審以下ともいべき内容」との声明文が読み上げられた後、丹羽雅雄弁

## 外国人參政權控訴審判決

### 解説

定住外国人の地方參政権を争った裁判で二十

六日、名古屋高裁金沢支部は原告側が「裁判を受ける権利」を問

い掛ける意

味から、あ

る。

裁判で「不適法」とし

た。裁判の

門戸を狭め

る判断で、原告団は

「一審から

大きく後退

した」と厳しく受け止

めている。

原告団は

植民地出身者

は納税な

ど

の

義務

を果たしながら、

税金の使途についての監査

請求さえ認められていない。

参政権がないのに政党

助成金の負担を強いる

うして、日本人に準じた

生活実態に

着眼して、

専門家の意見も

いる。こうした

実態に対し、高裁判決は一

定の理解を示し「社会に對

する寄与に相応しい処遇を

受けられるよう配慮するの

が望ましい」としたのは新

しい判断で、今後の立法政

策に影響を与えるそうだ。

## 裁判の門戸 狹める判断

	無名抗告訴の適法性	憲法上の定住外国人參政権	国籍条項の違憲性	立法裁量権の逸脱、乱用
原告側	適法	地方參政権は保障されている	違憲	あり
被告側	違法	保障されていない	合憲	なし
一審判決	違法	保障されていないが、市町村レベルなら許容	合憲	なし
二審判決	不適法	保障されていないが、禁止していない	合憲	なし

双方の主張と判決

原告は「一審から

大きく後退

した」と厳しく受け止

めている。

(報道部  
96.4.1)

〔報道部  
茂木紀夫  
新体  
96.4.1〕

# 歴史性も人権も無視

## 無念さかみしめる原告



判決後、会見する李鎮哲  
原告代表=金沢市内で26  
日午前11時45分

の問題」としながらも訴え、そのものを退けたことに、原告代表の李鎮哲さん(65)が怒りで顔を真っ赤にしながら無念さをかみしめた。

「訴えをいはずれも却下する……」。李さんはノートを右耳にあて、判決の言葉を一言も聞き漏らさまいと

か1分足らず。法廷から出てきた李さんは「最高裁判決すら無視」としている。後は勘弁してください」と言つただけで、控室へ。

約1時間後、報道陣の前に姿を見せ、「同情論で分かたよくなことを書つてゐるが、旧植民地出身者の歴史性も考えていないし、基本的個人権も全く無視している」と憤りをぶつけた。

李さんは在日韓国人三世として山口県で生まれ、土木作業員の父と各地を転々とし、旧制中学3年の時に福井へ。戦後、両親と弟妹7人は韓国へ帰つたが、李さんは日本語しか話せなかつたこともあり、日本に残つた。約20年前の丸岡町議選の時、「在日韓国人だから応援に来ないのだ」と矛

盾する言葉を投げかけられ、「日本人はあまりにも在日外国人の立場を知らない」と痛感した。

提訴に踏み切つた1991年5月当時はまだ、外国人の参政権に対する関心は薄かつたが、93年9月に大坂府岸和田市が初めて参政権を求める決議を行い、在日大韓民国民団も本格的に参政権獲得運動を開始。

日本人の支援団体も結成され、李さんを喜ばせたのだが……。

「参政権や公務員の国籍問題などは、人間として生きる権利に対する差別。人としての権利を認めることが、根深い民族差別を解消する第一歩ではないか」。李さんを運動に駆り立てた思いは、日本人社会に重い課題を突きつけていた。

「上告して闘う」――。  
名古屋高裁金沢支部が26

日、定住外国人の地方選挙権を求める訴えに「立法府

今回の判断はひどい

福岡安則・埼玉大教養学

部教授(社会学)の話 在

日外国人の参政権問題は、

立法府にまかせるとい

うのだろう。だが、立法

府がだらしがないから司法

に判断を求めているわけ

で、門前払いにした今回の

判断はひどいと思う。強制

運行などで日本に定住する

ことになった経緯や、納税

など住民としての義務を課

していることを考えれば認

めていくべきではないか。

国民は広く議論を

していきたい

べきではないか。

参政権獲得に反対する外

国人もあり、裁判所がいきな

り認めるに逆に問題が生じ

る。司法がこうした判断を

(憲法)の話訴えを却下

したとは言え、立法裁量を

認めた最高裁の判断の枠内

であり、外国人に地方参政権を与える余地を認めた点

はそれなりに評価できる。

参政権獲得に反対する外

国人もあり、裁判所がいきな

り認めるに逆に問題が生じ

る。司法がこうした判断を

示し、国民にいたを預けて

いる以上、国民が広く議論

する必要があるだろう。

# 外国人の地方 参政権訴訟判決

# 「歴史の評価に耐えぬ」



不<sup>二</sup>判決との知<sup>二</sup>世に抗議し裁判所に異議ともみ合つ支持者ら=名古屋高裁金沢支部で



「予想以下の判決でした」と沈んだ表情で記者会見する原告（左から4人）と弁護士

# 原告側 落胆隠せず

## 戦後責任言及に評価も

「訴訟法的には一步後退、判決理由については一步前進」<sup>110</sup>。二五六

訴訟法的には一步後退半論理由に「いては一步前進」二十九人の地方参政権訴訟判決で原告と弁護団は複雑な胸中をのぞかせた。判決要旨が読み上げられ告四人は法廷を出ても無るのをじっと聞いていた原言のまま裁判所の外で

は、傍聴に駆け付けた支援者らが、裁判所職員らの制止を振り切って「不当判決を糾弾する」と叫び続けた。

丹羽雅雄主任弁護士は  
「司法は『正義』の出発点」といふ言葉を初めて引き出  
した。

なった。"立法政策の問題"とする判決は「参政権を与えるてもいい」と言つてゐる。"同様"（李真

について弁護団と一緒に時間近く話し合い、沈んだ顔を少しげれやかにして記者会見に現れた原告団は、静かに声明文を読み上げた。

植民地出身者としての歴史的経過を踏まえ、「不当な処遇を速やかに是正し、わが国の社会に対する寄与に相応しい処遇を受けられるようう配慮するのが望ましい」と配慮するのが望ましい

も意味し、非常に重要な判断」と評価した。  
しかし、無名抗告訴訟を否定し、昨年一月の最高裁判決を踏襲した判断に、原告の司法への不信感は大きかった。「最高裁判決がかけられ、被選挙権を含む」と

(96 6/27 申日)

前進ぶりを認めた。  
控訴審で立法の不作為論  
を打ち立てる鑑定書を作成  
した島根大学の岡崎勝彦教  
授（行政法）も「研究者の  
立場からいと前進」。戦後  
責任について裁判所は立法

ずっと支援を続けてきた  
「在日外国人の参政権を考  
える会・福井」の島田千恵  
子代表は「個人の力を結集  
して、最高裁まで一生懸命  
支援していきたい」と、力  
強く訴えかけた。

原告団は上告の意思を固めている。「問題提起は統けていく。参政権問題を立ち消えにはしたくない」提訴から五年と二ヶ月。ずっと支援を続けてきた

なった。立法政策の問題とする判決は「参政権を与えるべき」と言つてゐるのと同じ】(李鎮哲さん)「何がなんだかさっぱり分からぬ。世論が非常に高まつてきたのに無視された」(朴漢圭さん)

機関に警鐘を打ち鳴らし

# 「後退」「前進」複雑な胸中



外国人参政権訴訟の控訴審判決後、記者会見する原告団（左側4人）と弁護団=金沢市大手町のKKR加賀で

原告団

定住外国人の地方参政権訴訟

## 弁護団歴史言及は評価 上告の意思固める

「判決は予想以下でした。歴史の評価に堪えないと。日本にとって不幸な裁判でした」。判決内容に

ついて弁護団と一時間近く話し合い、沈んだ顔を少し

声明文を読み上げた。

「訴訟的には一步後退、判決理由については一步前進」。二十六日、名古屋高裁金沢支部での定住外国人の地方参政権訴訟判決で、原告と弁護団は複雑な胸中をのぞかせた。判決要旨が読み上げられるのをじっと聞いていた原告四人は、法廷を出ても無言のまま。裁判所の外では、傍聴に駆け付けた支援者らが、裁判所職員らの制止を振り切って「不当判決を糾弾する」と叫び続けた。

訴訟が却下されたもの、判決は原告が控訴審を通じて主張し続けてきた旧植民地出身者としての歴史的経過を踏まえ「不当な待遇を速やかに是正し、わが

前進ぶりを認めた。

控訴審で立法の不作為論を打ち立てる鑑定書を作成した島根大学の岡崎勝彦教授（行政法）も「研究者の立場からいと前進。戦後責任について裁判所は立法機関に警鐘を打ち鳴らし

い」という言葉を初めて引

き出した。

丹羽雅雄主任弁護士は「地方参政権という言葉で

「判決は旧植民地出身者

の政策で配慮することが望ま

しい」と取れる。地方参政

権を求める裁判では初めて

の判断。もう手を挙げて評

価するわけにはいかない

が、在日外国人参政権訴訟全体の流れの中では、一步前進した」と、司法判断の

前進ぶりを認めた。

訴訟で立法の不作為論を打ち立てる鑑定書を作成した島根大学の岡崎勝彦教授（行政法）も「研究者の立場からいと前進。戦後責任について裁判所は立法

機関に警鐘を打ち鳴らし

た。判決が、選挙権ではなく

職員採用の国籍条項撤廃。

外国人参政権を考える日本

社会の土壤づくりはこの五

年間で確実に進んできた。

大阪地裁にやはり地方参

政権を求めて団体提訴して

いる在日コリアン人権協会

の事務局次長金富健（キム

・ゴン）さんは「少しづ

つでも前進している。世論

を盛り上げる運動が重要な

役割を果たす」と、今後の抱負を話

す。

提訴から五年と一ヶ月。

ずっと支援を続けてきた

「在日外国人の参政権を考

える会・福井」の島田千恵

子代表は「個人の力を結集

して、最高裁まで一生懸命

支援していきたい」と、力

めている。「問題提起は続け

ていく。参政権問題を立ち

消えにはしたくない」。全

国の地方議会に広がった定

住外国人に地方参政権を求

める意見書の採択、川崎市

強く訴えかけた。

定住外国人 日本国籍を持たず長期間日本国内に在留する外国人。外国人登録法は、例外を除き九十日以上日本に滞在する外国人を登録の対象としている。定住外国人のうち、入管難民登録者総数は約百三千五十四人。うち約五十七万三千人が特別永住者で、そのほとんどが韓国・朝鮮籍。

# 高裁金沢支部に爆笑の火の玉を！

## （金沢ドドンパ娘の成れの果てが書き捨てた、）

恥知らずな「高等痴文」を今こそ笑い飛ばせ！

趙→これから高裁判決を徹底批判するにしては少々タイトルがやわ過ぎやしない？

李→権力の悪は朝鮮では笑って吹き飛ばすのが上品なやり方なんだよ。

趙→その上品なドドンパ娘には何か含みがありそうだね。

李→いや、ただ金沢からの帰りに車のラジオでやってただけよ。「東京ドドンパ娘」を。個の実存を歴史的に現前化させるためにだな、原告を旧植民地出身者と呼ぶのならさ、相手のおばちゃんも成れの果ての「旧ドドンパ娘」って呼ぼうかなってさ、ちょっと思いついたまでよ。

趙→エセ詩人の発想ってそんなもんだよな。その程度の頭で外国人参政権獲得による日本の国家編成の原理的組み替えとかをやろうっていうわけだ。まっ、落ちぶれたドドンパよりかちょっとはましかな。ところでさ、今回の判決は案の定不評だったな。

李→不評、悪評の極みよ。後退こそすれ、原理的には何の前進もないじゃないか。

趙→方程式どおりの国民主権論と立法裁量論で切られちゃってるけれど、今回は在日の特殊性に一步踏み込んだって評価もある。そこらへんはどう考えるのよ。

李→判決として話にならないのは地裁からなんだけど、今度のように植民地支配による在日の歴史性と遭遇について当事者の在日に向かって何かを語ろうとする以上はさ、そこに日本の司法として、あるいは日本人としてなにがしかのものが必要じゃないかい。文脈のなかにそれが全く俺には見えて来ない。見えない以上、単なるおためごかしにしか聞こえないぜ。これぐらい書いておけばカッコつくかなって具合でき。

趙→そうだよな。日本の歴史に深く関与せざるを得ない司法として、おぞましい自分たちの歴史についても在日の遭遇についても、全く他人事のように事実を宣うばかりで、そのことを日本の権力機関としてどう反省し、今後どう担っていくべきかが全く考えられていない。むしろ、やつらこそがその汚れ切った歴史を作り擁護してきた当事者であってさ、今度も人権無視の判決を出してそれをまたぞろ再構築しただけじゃないのか。だいたい「在日の苦難の歴史」とか言いながらだよ、それを役所と官舎の間を往復するだけのあいつらがどれだけ知っているのよ？全く信じられんよ。知っているならだな、それがまさしく参政権剥奪から始まったんだという認識があつてしかるべきだろう。わざわざ鑑定意見書まで出してやったんだからさ。それが当時の権力者に対する一片の批判もないばかりか、やつらと同じ国民主権の手法でその在日の参政権を切り捨ててるわけだよ。在日の歴史に同情を示す権利も、ましてや在日の人権について裁きを下す権利も立場もさ、端からやつらは喪失しているというべきなんだよ。

李→まったくさ、裁判やってるのが馬鹿らしくなるよな。それにさ、やっぱり一番問題なのはさ、結論で言うところの立法裁量論だよね。立法がどうしようもなく腐っていてだよ、在日を戦後一貫して敵視してきてさ、抑圧・同化・追放の3点セットでいじめ抜いてきているからこそ、そんな立法や裁量を好き勝手にやる他者支配をどうにかしろ、自己決定権を認めろって裁判所に訴えたわけでしょ。それなのに、結論においてなんの留保もためらいもなく、在日に対する立法裁量＝専制支配を認めちゃうわけよ。それもあろうことか「広範で高度な裁量権」をだよ。ここでも司法としての自分の責任に全く無自覚なんだよな。差別待遇の事実を認めながら差別しているやつを正当化しているんだから、自分の言っていることの意味が分かっていないとしか言いよ

うがないよ。こいつらこそは骨がらみ犯罪的な自己喪失者だよ。権力者に在日に対する一方的支配権のお墨付きをまたぞろ与えただけよ、こんなのは。差別はいけませんと言うことで差別に加担している典型的かつ最悪のリベラルレイシストだよ。

趙→だいたいさ、裁判官自身がこの裁判の本質を全く分かっちゃいないよ。参政権を求めて訴えるということは、自分たちに対して行使される日本国家の立法裁量には、こっちに選挙権がないゆえに原理的な正当性がないんだという意味なんだよな。俺たちは今までそんな一方的権力行使を一度だって認めた覚えはないんだよ。だって選挙したことないんだものな。参政権を与えると言うことの裏にはだよ、立法裁量そのものが本質的な問題として提出されているわけよ。立法裁量をなんとかしろっていう裁判の判決が、「立法裁量でお決めなさい」では問題文をそのまま答えにしているだけだろ。だれがどう考へても、これは決定的かつ重大な錯誤だよ。参政権そのものを要求している裁判の判決に、立法裁量という結論は原理的に無効=背理なんだよ。高等裁判所かなにかしらないが、こんなもの判決にも何もなってない前代未聞の恥さらしだよ。恥だけ書き捨てて、さっと姿をくらまそうってさ、そんな魂胆が見え見えでさ。ホント、いやらしいよね。なんだかこいつら全部が痴漢みたいに思えてきたぜ。

李→だから痴文なのよ。ただ小賢しい屁理屈を並べただけの「高等痴文」なのさ。こんなものを判決だと思ったら大間違いだよな。後退か前進かと言って一喜一憂する必要もないしき、怒る値打ちもありやしないよ。みんなで笑い飛ばせばいいんだよ、やつらの無能無知のぶざまさをさ。一体この2年間何を審理してきたって言うんだろうかね。なにもしない方が税金使わない分だけ正義だよ。

趙→問題文が理解できないならね、白紙答案を出して素直に「0点です。すいません」って原告たちに頭を下げればいいんだよ。選挙権があるものが自分たちの代表によって立法裁量されることでしか、その裁量の正当性はあり得ないというのが民主主義の原理的鉄則ですよ。選挙されていない立法裁量を正当化しちゃってるわけでしょ、結局は。司法は自ら民主主義原理を踏みにじっているよね。知性も非知もどっかへ吹っ飛ばした、全くの馬鹿としか言いようがないよ。こんな二重三重に倒錯し、かつ論理的に破綻した愚かな判決ってさ、今まで見たことある？その意味では歴史的痴文だぜ。

李→そんな痴文でも出さなきゃ、この参政権を拒絶できないというところまでこっちが追い込んだとも言えるけどね。

趙→馬鹿司法や皇国史観ヒスティーどもが、何がなんでも守り抜きたがってる日本の国民主権原理の中身なんて所詮その程度のものなんだよ。鼻毛の抜けた鼻の穴より空疎。

李→そんなものの民主主義でもなんでもなくてさ、それこそただ悪臭紛々たる皇室の象徴的糞溜めだよ。まあ、旧ドドンパ娘を初めとして日本の司法と権力層の腐り切った正体を暴いただけでもやってきた意味があったとしようじゃない。

趙→あとさ、無名抗告訴訟は門前払いとか、参政権は基本的人権じゃないとかさ、自治体は国家統治の不可欠の要素だとか、三百代言を並べてるけど、これはどうだい。

李→もう夜中の3時半だぜ。そのへんは法律家に任せようや。俺まだパチンコの釘調整しなきゃならないのよ。こんなことばっかやってるから、最近客が減っちゃってさ。

趙→それじゃ、最高裁が「最高痴文」を出すまでまた一苦労しますか。

李→観衆の笑いを取るのには失敗したけど、やつらを笑い飛ばす元気だけは感じられたかな？

## 定住外国人の参政権を考える

定住外国人に地方参政権を認めないのは違憲かどうかを争う控訴審で、名高裁金沢支部は福井県の在日韓国人の訴えを却下した。原告の主張はいれられなかつたが、定住外国人に対する地方参政権を定住外国人に対する地方参政権を与える道をふさぐ判断ではない。

むしろ、地方参政権の付与は「国の立法政策にかかる事柄」で「高度な政治的、社会政策的見地から広範な裁量にゆだねられている」とした。平成五年の大坂地裁、昨年二月の最高裁の判断を踏襲したものであり、定住外国人に対する地方参政権付与は憲法の許容範囲であるという考えは、定着へ向かっているといえる。

こうした流れを受けて、政府に参政権の検討を要望する意見書を可決する地方議会が増えており、これまでに石川では県議会をはじめ八市、十六町議会、富山県でも富山、高岡両市議会をはじめ四市、八町、二村を数える。全国で永住（法務省調べ）に地方参政権を認められるべきである、という考え方がある。

めるべきかどうか、国政の場で真剣な論議をすべき時である。

この問題には複雑な事情が絡んでいる。特に定住外国人の多数を占める在日韓国・朝鮮人については、自らの意思ではなく、戦前・戦中に強制的に移住させられた人やその家族などが多い。日本に定住しているから本国の選挙権はないが、被選挙権は与えられている。韓国籍ならば二十五歳で国政への被選挙権が与えられる。日本での地方参政権が認められるなら、その選挙権を行使しながら本国でも国会議員になる可能性があり、いわば権利が二重に付与されることになる。

国政への参加は、国家の意思決定にかかるため、どの国でも「国民」に限られており、国籍のない外国人は含まれないのが定説である。しかし、国家の意思決定へのかかわりがない限り、地方自治に対しては定住外国人が「住民」として参加することは保障されるべきである、という考え方がある。

広まっている。

定住外国人の参政権問題は、さまざまなものからこの二重付与を

### お詫び

■金沢高裁判決(96.6.26)から半年が過ぎ、年を越してしまいました。この間、ニュースが事務局の諸事情でストップしてしまい、これまで関心と支援を寄せてきていただいた会員をはじめ全国の皆さんに、肝心な判決内容をお知らせできなかつたことを深くお詫びします。

判決後、直ちに上告し、闘いの続行を宣言した原告団に比べ、支援といつていながらニュースの発行が大幅に遅れたことやこの半年間に福井県議会での『決議』の継続審議(棚上げ)、鹿児島県議会での差別的暴言をもつての不採択、さらに衆議院選挙と参政権問題に関する出来事が続いたにも関わらず的確に対応できなかつたことは、悔のいたりです。今後はこのようなないようにしたいと思います。

これからもよろしくお願ひします。